

第4章 避難所運営計画

1 計画の概要

震災対策編 第3編第4章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震による」を除く。

2 避難所運営計画フロー

震災対策編 第3編第4章「2 避難所運営計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 避難所への受け入れと必要な措置

(1) 避難所の開設

町は、住民に避難勧告等を発令した場合、又は避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合は、あらかじめ指定した避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに職員を避難所に派遣し、円滑な運営に努める。

施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のために、福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、避難所を設置・維持することの適否を検討する。

なお、災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き(知事は厚生労働大臣の同意を得た上で期間を定める。)をとる。

(2) 開設初期に必要な措置

① 避難者数の把握

町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受け付け台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳(男女別、年齢別等)を把握する。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等にかかる情報の把握に努める。

② 避難所の運営リーダーの選出

町は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力、判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

③ 物資等の調達

町は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎に必要な最低限の物資を備蓄しておくように努める。

(ア) 毛布

(イ) 日用品(紙コップ、紙皿及び割り箸)

(ウ) 医薬品、生理用品

- (エ) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）
- (オ) 簡易トイレ（トイレトペーパー）
- (カ) 飲料水

④ 通信手段の確保

町は、避難所と町役場等との通信手段を確保する。

⑤ 避難所以外で生活している被災者への配慮

町は、避難者の事情により避難所以外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(3) 開設に関する周知及び報告

町は、速やかに鶴岡警察署、鶴岡市消防本部等防災関係機関及びライフライン関係機関並びに電気通信事業者に設置場所及び設置期間等を周知するとともに、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。また、避難所開設に係る次の事項を県に報告する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 開設箇所数及び避難所の名称
- ③ 避難者数

4 避難所の運営管理

震災対策編 第3編第4章「4 避難所の運営管理」に同じ。

5 避難後の状況の変化に応じた措置

震災対策編 第3編第4章「5 避難後の状況の変化に応じた措置」に同じ。

6 避難所運営に係る留意点

震災対策編 第3編第4章「6 避難所運営に係る留意点」に同じ。